

新見市集中豪雨災害被災者生活再建支援事業補助金について

新見市においては、令和元年9月3日に発生した集中豪雨災害により甚大な被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と速やかな復興に資するための独自の支援金を支給することから、県としてその費用の一部を補助するものである。

1 補助金の概要

- (1) 補助対象 新見市
- (2) 補助率 県 1/2 市 1/2
- (3) 対象となる被災世帯

令和元年9月集中豪雨災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯（3世帯）
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（7世帯）

- (4) 支援金の支給額（世帯人数が1人の場合は3/4の金額）

- ・基礎支援金 100万円
- ・加算支援金（建設・購入） 200万円
- （住宅の修繕） 100万円
- （住宅の賃借） 50万円

※ 被災者生活再建支援法に基づく支給額と同額

2 補正協議額

13,125千円（うち一般財源 13,125千円）